

羽市こ第 1221 号
令和 2 年 6 月 8 日

保護者各位

羽曳野市市長公室 こども未来室 こども課

新型コロナウイルス感染症対策に関する羽曳野市独自支援策について（ご案内）

平素より本市保育行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、できる限りの家庭保育にご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、標記の独自支援策として、認可保育施設等においては、**令和 2 年 6 月から令和 3 年 3 月までの**期間、給食費相当額を無償化させていただきます。

具体的な内容については下記のとおりとなりますのでご確認ください。

記

1. 3 歳児から 5 歳児までの給食費の無償化

給食費について、実費徴収させていただいておりましたが、全額無償とします。

したがって、施設等に給食費をお支払いいただく必要はありません。

2. 0 歳児から 2 歳児までの利用者負担額の引き下げ

0 歳児から 2 歳児に係る給食費は利用者負担額（保育料）に含まれておりますので、給食費相当額として月額 2,500 円を利用者負担額より引き下げをさせていただきます。

なお、2,500 円を引き下げた後、利用者負担額が 0 円を下回る場合は 0 円とします。

利用者負担額の変更通知は、後日、改めて通知させていただきます。

担当（お問合せ）

羽曳野市市長公室こども未来室

こども課 教育保育給付担当

TEL 072-958-1111(内線 1231, 1233, 1235, 1254)